

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(1) 化学物質の適正管理

② 農薬に関する適正使用、適正管理の推進 [再掲]

(1) 事業目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理を推進し、農業生産の安定、県民の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

(2) 取組状況

① 農薬危害防止運動の実施

6月から8月を農薬危害防止運動実施期間とし、農業者等に適正な農薬の使用及び保管について周知しました。

② 立入検査の実施

農薬の販売者や使用者など46カ所において立入検査を実施し、農薬の安全かつ適正な販売や使用のための情報提供や指導を行いました。

③ 農薬の適正管理・使用推進研修の実施

農薬使用者や販売者等を対象に、県内4カ所で農薬の使用や保管にあたって遵守すべき事項等を学んでいただく研修を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112